

令和 2 年度

長野県財政健全化判断比率等審査意見書

長野県監査委員

3 監査第35号

令和3年(2021年)9月15日

長野県知事 阿部守一様

長野県監査委員 田口敏子  
同 西沢利雄  
同 青木孝子  
同 本郷一彦

令和2年度決算における財政健全化法の健全化判断比率等の審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びにその基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別添のとおり意見書を提出します。

# 令和2年度決算に基づく財政健全化判断比率等審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

令和2年度の各会計の決算等に基づく、実質赤字比率<sup>※1</sup>、連結実質赤字比率<sup>※2</sup>、実質公債費比率<sup>※3</sup>、将来負担比率<sup>※4</sup>（以下「健全化判断比率」という。）及び資金不足比率<sup>※5</sup>並びに算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象としました。

### 2 審査の手続

この審査に当たっては、以下の点に主眼を置き、これらの算定の基礎となる事項を記載した関係諸帳簿及び証拠書類の照合等を行うとともに、関係者から算定についての説明を聴取し実施しました。

- (1) 法令等に照らし算出過程に誤りはないか。
- (2) 法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられているか。
- (3) 算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。
- (4) 客観的事実の妥当性を判断した上で算定を行う場合において、公正な判断が行われているか。

## 第2 審査の結果と意見

### 1 審査の結果

#### (1) 健全化判断比率

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	早期健全化基準 <sup>※6</sup>
実質赤字比率	— %	— %	— %	3.75 %
連結実質赤字比率	—	—	—	8.75
実質公債費比率	9.8	10.0	10.6	25.0
将来負担比率	173.1	170.6	169.4	400.0

※1 実質赤字比率

一般会計と国民健康保険特別会計を除く10の特別会計（以下「一般会計等」という）の実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。

※2 連結実質赤字比率

一般会計等及び公営事業会計を含めた県の全会計の実質赤字額及び資金不足額の合計額の標準財政規模に対する比率です。

※3 実質公債費比率

公債費（地方債の元利償還金）及び公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額の標準財政規模に対する比率です。

※4 将来負担比率

ストックの指標として、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。公営企業、一部事務組合、地方公社や第三セクターなどの出資法人に関する負担部分も含まれます。

※5 資金不足比率

公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する比率です。

※6 早期健全化基準

財政の健全性に関する判断比率には「財政再生基準」と「早期健全化基準」の2つの基準があります。4つの健全化判断比率のうち、将来負担比率を除くいずれかの比率が「財政再生基準」以上である場合は「財政再生計画」を策定し、国等の関与による確実な財政再生が求められます。また4つの比率のうちいずれかの比率が早期健全化基準以上である場合には、「財政健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により財政健全化を目指すこととなります。

## (2) 資金不足比率

審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	経営健全化基準 <sup>※7</sup>
電気事業会計	—	—	—	20%
水道事業会計	—	—	—	
流域下水道事業会計	—	—	—	

## 2 審査の意見

健全化判断比率は、いずれも自主的な改善努力が義務付けられる早期健全化基準に達していません。また、資金不足比率は経営健全化基準に達していません。引き続き、健全な財政運営に努めてください。なお、各比率に対する意見は以下のとおりです。

### (1) 実質赤字比率

一般会計等の実質収支は48億8,227万余円の黒字であり、実質赤字比率は該当しません。

### (2) 連結実質赤字比率

一般会計等及び国民健康保険特別会計の実質赤字はありません。また、公営企業会計の資金不足はありません。これらを合算した連結実質収支は274億1,176万余円の黒字であり、連結実質赤字比率は該当しません。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率は9.8%となっており、早期健全化基準の25%を下回っています。

平成17年度の実質公債費比率は、20.1%と全国の都道府県で最も高い数値となっていました。継続的な行政・財政改革に取り組んできたため、実質公債費比率は着実に改善し、令和2年度は、前年度よりさらに0.2ポイント低下しました。

引き続き「長野県行政経営方針」に基づき、健全で持続可能な財政運営に努めてください。

### (4) 将来負担比率

将来負担比率は173.1%であり、早期健全化基準の400%を下回っているものの、前年度の170.6%から2.5ポイント上昇しました。これは、国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、令和元年東日本台風災害復旧事業等の実施によるものですが、この指標は、長野県が将来負担すべき実質的な負債を示す指標であるため、将来世代に過度な負担を残さないよう、引き続き健全で持続可能な財政運営に努めてください。

### (5) 資金不足比率

電気事業会計、水道事業会計及び流域下水道事業会計ともに資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当しません。

	事業規模	資金剰余額
	千円	千円
電気事業会計	3,424,782	4,623,840
水道事業会計	4,701,586	5,641,116
流域下水道事業会計	4,062,815	189,416

#### ※7 経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準(20%)以上である場合には、資金不足比率を公表した年度の末日までに経営健全化計画を策定しなければなりません。資金不足比率には早期健全化段階(経営健全化基準)があるだけで、再生段階となる基準はありません。

## 参 考

### 1 各比率の算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- ・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
- ・標準財政規模（令和2年度は約5,100億円）  
地方公共団体の標準的な状態で通常収入されると見込まれる経常的一般財源の規模を示すもので、標準収入額等に普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額を加算した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ・連結実質赤字額：アとイの合計額がウとエの合計額を超える場合の当該超える額  
ア 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額  
イ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額  
ウ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額  
エ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）} - \text{（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

（3か年平均）

- ・準元利償還金：アからオまでの合計額  
ア 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額  
イ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの  
ウ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの  
エ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの  
オ 一時借入金の利子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ・将来負担額：アからクまでの合計額
  - ア 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
  - イ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
  - ウ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
  - エ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
  - オ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
  - カ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
  - キ 連結実質赤字額
  - ク 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- ・充当可能基金額：アからカまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ・資金の不足額
  - 資金の不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
  - 資金の不足額（法非適用企業）＝（繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額
- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額
- ・事業の規模
  - 事業の規模（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額
  - 事業の規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額

## 2 実質赤字比率の算定基礎

(単位:千円、%)

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 } A}{\text{標準財政規模 } B}$$

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\Delta 4,882,278}{510,016,330} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考: } \Delta 0.95、\text{黒字のため「-」})$$

注) 実質赤字比率は、実質収支額が黒字であるため、算定されない。

一般会計等に係る実質収支額

会計名		実質収支額
一般会計等 一般会計等に 属する 特別会計	一般会計	4,822,898
	公債費特別会計	0
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計	0
	心身障害者扶養共済事業費特別会計	4,291
	地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計	0
	小規模企業者等設備導入資金特別会計	0
	農業改良資金特別会計	0
	漁業改善資金特別会計	0
	県営林経営費特別会計	55,089
	林業改善資金特別会計	0
高等学校等奨学資金貸付金特別会計	0	
合計 (A)	4,882,278	

標準財政規模 (B)

区分	金額
標準税収入額等	276,495,808
普通交付税額	199,632,925
臨時財政対策債発行可能額	33,887,597
合計	510,016,330

## 3 連結実質赤字比率の算定基礎

(単位:千円、%)

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 } A + C}{\text{標準財政規模 } B}$$

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\Delta 4,882,278 + \Delta 22,529,491}{510,016,330} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考: } \Delta 5.37、\text{黒字のため「-」})$$

注) 連結実質赤字比率は、連結実質収支額が黒字であるため、算定されない。

公営事業会計に係る実質収支額及び資金不足・剰余額

会計名		実質収支額、資金不足・剰余額
国民健康保険特別会計		12,075,119
法適用企業	電気事業会計	4,623,840
	水道事業会計	5,641,116
	流域下水道事業会計	189,416
合計 (C)	22,529,491	

#### 4 実質公債費比率の算定基礎

(単位:千円、%)

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金 (D) + 準元利償還金 (E)} - (\text{特定財源 (F) + 元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (G)})}{\text{標準財政規模 (B) - (元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (G))} (3 \text{ 年平均})}$$

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(67,970,986 + 56,395,461) - (3,284,332 + 78,253,848)}{510,016,330 - (78,253,848)} \times 100 = 9.91940$$

(令和2年度)

注) 実質公債費比率は、過去3か年の平均

$$3 \text{ 年平均} = \left( \frac{\text{令和2年度} (9.91940) + \text{令和元年度} (9.85815) + \text{平成30年度} (9.75837)}{3} \right) \div 3 = 9.8$$

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債の元利償還金(繰上償還額等を除く)(D)	67,970,986	72,271,719	75,306,367
準元利償還金(E)	56,395,461	55,867,051	53,291,890
特定財源(F)	3,284,332	3,798,532	3,250,007
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額(G)	78,253,848	82,413,778	84,038,768

#### 5 将来負担比率の算定基礎

(単位:千円、%)

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (H) - (充当可能基金額 (I) + 特定財源見込額 (J) + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (K))}{\text{標準財政規模 (B) - (元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (G))}$$

$$\text{将来負担比率} = \frac{2,076,491,022 - (304,549,166 + 15,627,266 + 1,008,520,857)}{510,016,330 - (78,253,848)} \times 100 = 173.1$$

将来負担額 (H)

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
地方債現在高	1,849,763,587	1,804,510,195	1,787,904,515
債務負担行為に基づく支出予定額	1,118,319	1,504,682	2,569,061
国営土地改良事業に係るもの	0	0	0
松本平広域公園緑地(緩衝緑地)整備事業	0	359,293	959,644
先行取得土地の買い戻しに係るもの	1,118,319	1,145,389	1,609,417
公営企業債等繰上見込額(流域下水道事業)	21,064,089	20,070,545	22,917,375
一部事務組合負担等見込額(上伊那広域水道用水企業団)	0	0	8,558
退職手当負担見込額	196,151,127	202,070,398	209,262,279
設立法人負債額等負担見込額	8,393,900	6,903,189	7,096,999
地方独立行政法人長野県立病院機構	0	80,819	0
公益社団法人長野県林業公社	6,241,586	6,509,297	6,773,214
公益財団法人長野県農業開発公社	137,750	142,898	179,388
しなの鉄道株式会社	2,014,564	170,175	144,397
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合計	2,076,491,022	2,035,059,009	2,029,758,787



充当可能財源等

区 分	令和2年度	令和元年度	平成30年度
充当可能基金（I）	304,549,166	298,579,849	301,697,014
長野県財政調整基金	29,737,862	32,101,912	35,747,646
長野県減債基金	243,677,613	240,275,535	239,933,304
長野県福祉基金	2,945,257	2,961,290	2,903,053
長野県心身障害者扶養共済基金	50,273	50,423	50,571
長野県営林経営基金	54,589	54,728	54,891
長野県環境自然保護基金	746,947	777,841	813,665
長野県森林整備基金	1,347,332	1,358,012	1,326,789
長野県ふるさと農村活性化基金	640,413	652,240	668,602
長野県森林づくり県民税基金	318,135	677,133	586,910
長野県地域活性化基金	23,055,733	18,041,718	18,027,926
長野県自然エネルギー地域基金	127,699	154,913	171,834
長野県地域医療介護総合確保基金	1,152,240	779,407	777,612
長野県文化振興基金	372,279	421,956	371,288
長野県こどもの未来支援基金	58,644	72,741	62,923
長野県森林経営管理基金	64,150	—	—
長野県美術品取得基金	200,000	200,000	200,000
充当可能特定財源（J）	15,627,266	15,824,969	18,381,345
旧山口村分岐卓負担金	45,259	71,942	107,549
地方債を財源とする貸付金の償還金	8,785,391	9,593,930	11,084,406
公営住宅等の賃貸料等	6,796,616	6,159,097	7,189,390
基準財政需要額算入見込額（K）	1,008,520,857	994,887,505	992,383,448
合計	1,328,697,289	1,309,292,323	1,312,461,807

長野県道路公社、長野県土地開発公社については、負担見込額はありません。地方独立行政法人長野県立病院機構は将来負担額全額、公益社団法人長野県林業公社、公益財団法人長野県農業開発公社、しなの鉄道株式会社については、各々の経営状況を評価し、損失補償債務等負担見込額として、それぞれ90%、70%、70%の算入率により算定しています。

6 資金不足比率の算定基礎

(単位：千円、%)

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額 } C}{\text{事業の規模 } L}$$

【電気事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 4,623,840}{3,424,782} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考：}\Delta 135.0、\text{資金剰余（黒字）のため「-」})$$

【水道事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 5,641,116}{4,701,586} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考：}\Delta 119.9、\text{資金剰余（黒字）のため「-」})$$

【流域下水道事業会計】

$$\text{資金不足比率} = \frac{\Delta 189,416}{4,062,815} \times 100 = \text{「-」} \quad (\text{参考：}\Delta 4.6、\text{資金剰余（黒字）のため「-」})$$

注) 上記3事業会計の資金不足比率は、各会計とも資金不足が生じていないため、算定されない。

事業の規模

会計名		金額 (L)
法適用企業	電気事業会計	3,424,782
	水道事業会計	4,701,586
	流域下水道事業会計	4,062,815

## 財政健全化法における健全化判断比率等の対象範囲

会計区分		対象範囲				
普通会計 (一般会計等)	一般会計	↑ 実質赤字比率 ↓	↑ 連結実質赤字比率 ↓	↑ 実質公債費比率 ↓	↑ 将来負担比率 ↓	
	特別会計					
	公債費特別会計					
	母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計					
	心身障害者扶養共済事業費特別会計					
	地方独立行政法人長野県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計					
	小規模企業者等設備導入資金特別会計					
	農業改良資金特別会計					
	漁業改善資金特別会計					
	県営林経営費特別会計					
	林業改善資金特別会計					
高等学校等奨学資金貸付金特別会計						
公営事業会計	国民健康保険特別会計					
	企業特別会計					↑ 資金不足比率 ↓ (会計別)
	公営企業会計					
	水道事業会計					
	流域下水道事業会計					
一部事務組合 ・ 広域連合	県上伊那広域水道用水企業団			↓		
	県地方税滞納整理機構					
地方公社 ・ 第三セクター等	県道路公社 (債務保証法人)					
	県土地開発公社 (債務保証法人)					
	県立病院機構 (地方独立行政法人)					
	県農業開発公社 (損失補償法人)					
	県林業公社 (損失補償法人)					
	しなの鉄道(株) (損失補償法人)					



しあわせ信州